

6 協働のまちづくり

6-1 地域を支える活動の推進

■ 現況と課題

1. 協働のまちづくりの推進

身近な生活圏であるコミュニティにおける様々な活動は、ふれあいのあるまちづくりにとって重要であり、特に町民の日常生活にもっとも身近な自治会の活動が活性化するように、自治会長会議や職員担当制による連携、町民憲章推進協議会の活動を支援するなど、地域との協働のまちづくりを推進してきました。

また、自治会だけでなく地域住民が主体となった様々なコミュニティ活動を促進するための学習機会として、職員が講師として町内各所に出向く「まちづくり出前講座」や町内外の具体的な事例からまちづくりを学ぶ「地域づくり講座」などを実施してきたところです。

今日、高齢化、防災、防犯、交通安全など様々な生活課題への新たな対応が常に求められていますが、これらは行政だけで行えるものではなく、町民・まちづくり団体や特定非営利法人（NPO）・行政がそれぞれの役割分担を考えていく必要があります。

このため、「自分でできることは自分で(自助)」、「地域などでできることは地域で(共助)」、そして「[自助]や[共助]では解決できない部分を行政が行う(公助)」という「自助・共助・公助」の視点に立った協働のまちづくりを進める必要があります。【1~4】

2. 広報広聴活動の充実

協働によるまちづくりを推進するためには、行政情報の共有が必要です。現在、月1回の広報紙発行により、町民の皆さんに情報提供を行っています。また、ホームページを通して、町民にとって必要な情報やタイムリーな情報がいつでも得られるように努めています。今後も、生活に密着した各種情報を迅速かつ適切に提供していく必要があります。【12】

また、町政に対する町民からの意見や要望を広く集め、迅速に対応できる広聴の充実を図っています。今後も町民からの意見や要望を把握する機会を拡充するとともに、それらの意見や要望を町政にどのように反映させたかなど、町民へ説明していく必要があります。【34】

■今後の方向性

1. 協働のまちづくりの推進

1 自助の力を引き出すため、まちづくりシンポジウムなどの学習機会の提供に努めます。【①～④】

2 特定の目的をもつボランティア活動やNPO活動などのコミュニティ団体の活動の支援や新規団体への支援に努めます。【⑤～⑩】

3 自治会との連携を強化するとともに、自治会の活性化を図るための事業を町民憲章推進協議会などと協働で行い、コミュニティ活動を推進します。【⑪～⑬】

4 地域の活動がより活発になるよう、学習機会の充実に努めるとともに、地域活動の場の提供に努めます。【⑭～⑱】

2. 広報広聴活動の充実

1 「広報うらかわ」については、内容をより充実しながら、わかりやすい紙面づくりに努めるとともに、報道機関への積極的な情報提供により、迅速で的確な情報の提供を図ります。【⑲】

2 自治会長会議や町政懇談会、町長への手紙などを通じて得られた町政などに対する意見や要望を、具体的な施策・事業に活かすとともに、町民との対話の場の拡充に努めます。【⑩⑫⑳㉑】

3 町のホームページは平成16年に全面更新してから、アクセス数は大幅に増加していますが、今後も迅速な情報を町民と共有できるよう充実に努めます。【㉒】

4 透明で開かれた町政を図るため、個人情報の保護と管理を徹底しつつ、「浦河町情報公開条例」に基づき、町民が必要とする情報の提供に努めます。【㉓】

■実施事業

- ①地域づくり講座「21世紀うらかわ塾」の開催
- ②地域づくり講座「まちづくりシンポジウム」の開催
- ③まちづくり出前講座の実施（再掲）
- ④ウエルカムうらかわ講座の開催
- ⑤特定非営利法人（NPO）への対応
- ⑥まちづくり団体等支援事業
- ⑦各種研修会への参加
- ⑧ボランティア活動リーダー研修講座の開催
- ⑨ボランティア登録制度の充実
- ⑩少年少女ボランティア教室の推進
- ⑪自治会長会議の実施
- ⑫地域別担当制
- ⑬浦河町民憲章推進協議会の育成
- ⑭東町・荻伏コミュニティカレッジの開催（再掲）
- ⑮ふれあい会館の活用
- ⑯会館等運営費補助
- ⑰会館維持費
- ⑱向別地域交流ホーム建設補助
- ⑲「広報うらかわ」の発行
- ⑳町政懇談会の実施
- ㉑「町長への手紙」事業
- ㉒インターネットの活用
- ㉓情報提供の推進